

国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則（平成29年旭医大達第3号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) コンプライアンス 法令及び本学の諸規程並びに教育研究、診療等に係る固有の倫理その他の規範を遵守すること。</p> <p>(2) 役職員 本学に所属する全ての役員及び職員（派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。）</p> <p>(3) コンプライアンス事案 役職員がコンプライアンスに違反し、又は違反するおそれがある事案</p> <p>(4) 各部署 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・<u>学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署</u>，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課，学長政策推進室及び監査室</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) コンプライアンス 法令及び本学の諸規程並びに教育研究、診療等に係る固有の倫理その他の規範を遵守すること。</p> <p>(2) 役職員 本学に所属する全ての役員及び職員（派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。）</p> <p>(3) コンプライアンス事案 役職員がコンプライアンスに違反し、又は違反するおそれがある事案</p> <p>(4) 各部署 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・<u>学科目，<u>入学センター，教育センター，脳機能医工学研究センター，知的財産センター，教育研究推進センター，保健管理センター</u>，<u>学内共同利用施設</u>，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課，学長政策推進室及び監査室</u></p>

第3条～第12条（略）

附 則

この規則は、平成31年1月31日から施行し、改正後の第2条第4号の規定は、平成30年12月6日から適用する。

【改正理由】

インスティテューショナル・リサーチ室の設置形態の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

第3条～第12条（略）